

愛知県における道路交通騒音対策に係る取組方針

平成 8 年 5 月 1 4 日

愛知県道路交通騒音対策推進協議会

近年、自動車交通量の増大を背景として、全国的に道路交通騒音問題が深刻化してきているなか、平成 7 年 7 月 7 日に、「国道 4 3 号・阪神高速道路騒音排気ガス規制等請求事件」に関する最高裁判決が出された。

国においては、これを踏まえ、道路交通公害に関係する 5 省庁（警察庁、環境庁、通商産業省、運輸省及び建設省）による「道路交通公害対策関係省庁連絡会議」において、国道 4 3 号及び阪神高速神戸線に係る道路交通騒音対策と併せて、これ以外の道路交通騒音の深刻な地域における対策の検討が進められた。この会議の検討結果として、平成 7 年 1 2 月 1 日に「道路交通騒音の深刻な地域における対策の実施方針」（以下「実施方針」という。）がとりまとめられ、この中で、地域レベルにおいて道路交通騒音対策を実施するに当たって取組むべき方向が示された。

愛知県は、全国交通網の要衝にあり自動車交通量も多く、道路交通騒音の改善が必要な状況にあることから、実施方針を踏まえ、県下において関係施策実施主体が一致協力して、道路交通騒音の深刻な地域の改善に早急に取り組むこととし、以下のとおり道路交通騒音対策を推進することとする。

1 対策の基本的考え方

「実施方針」を踏まえ、愛知県内の道路交通騒音の深刻な路線・地区における道路交通騒音対策（以下「対策」という。）に関して、関係施策実施主体が一致協力し、次の基本的考え方により推進する。

- (1) 道路交通騒音が深刻な路線・地区においては、可能な限り道路構造対策を実施するものとし、これに加えて、当該路線・地区の特性に応じた交通流対策や沿道対策等、各種施策を総合的に推進する。
- (2) 道路交通騒音の改善を図るためには、路線・地区における個別の対策のほか、自動車単体対策、低公害車の普及、物流・人流対策等の広域的な対策も必要であり、併せてその積極的な推進を図る。
- (3) 対策の実施に当たっては、各施策実施主体がそれぞれの関係施策について、責任を持って積極的に取り組むこととし、必要に応じ各施策実施主体が相互に連携するなど、その効果的な推進に努める。

また、県下におけるその他道路の交通騒音の改善を図るため、関係施策実施主体は各施策の推進を図り、道路交通騒音の一層の低減に努めるものとする。

2 道路交通騒音の改善に向けた取組の推進

道路交通騒音の改善に向けた取組は、当該道路の交通騒音の実態、沿道地域の土地利用の状況等を考慮し、早期に改善を進める必要のある路

線・地区から優先的に実施していくことを基本とする。

(1) 道路交通騒音が深刻な路線・地区における対策

道路交通騒音が深刻であり、早期に改善を進める必要のある路線・地区については、以下に該当するものを基本とする。

ア 騒音に係る夜間の要請限度を超えている道路

イ 沿道市街地で恒常的に騒音に関する苦情が発生している道路

ウ その他沿道環境の改善が必要と認められる道路

早期に改善を進める必要のある路線・地区においては、具体的な道路沿道の環境改善を総合的に進めるため、以下の取組を行う。

ア 関係施策実施主体は相互に連携して当該路線・地区における対策を推進する。

イ 対策の円滑な推進を図るため、必要に応じ、関係機関等を構成員とする地区組織を設置する。この組織の事務局は、関係事業の実施主体があたるものとする。

ウ この組織において、当該路線・地区において実施すべき総合的な環境対策実施計画を速やかに策定する。

エ 各施策実施主体は、環境対策実施計画に従って、関係施策について責任を持って実施、推進する。

(2) 広域的な対策

自動車単体対策、低公害車の普及、物流・人流対策等は、広域的な道路交通騒音の改善に効果があるものであり、道路交通騒音の深刻な地域における騒音の低減にも繋がるものである。したがって、これらの広域的な対策についても関係施策実施主体は、その推進を図るものとする。

3 具体的な道路交通騒音対策

(1) 道路構造対策の推進

平面構造の道路における対策

高架の道路における対策

その他の構造の道路における対策

(2) 発生交通量の低減の推進

物流対策の推進

a 運輸事業者に対する指導の強化

b 各種事業者に対する指導の強化

c 物流拠点の整備

d 都市内、地域内における物流効率化の推進

e 貨物輸送における適切な交通機関の選択の推進

人流対策の推進

a 都市部における公共交通機関の整備の促進

ア 都市鉄道の整備

イ 都市におけるバス交通の活性化

b 交通結節点の整備による公共交通機関の利用の促進

(3) 交通流対策の推進

道路ネットワークの整備による交通流の分散
交通管制システムの高度化等による交通流の分散
ドライバーへの情報提供の推進
交通流の総合的誘導措置の検討
交差点等での交通渋滞の解消
交通規制及び交通指導取締り

(4) 沿道対策等

幹線道路沿道に適合した土地利用の誘導
都市構造の転換
沿道緑化等の推進

(5) 自動車単体対策の促進

自動車単体規制における最新規制適合車への代替促進
技術開発の促進
自動車単体規制の更なる強化の促進
車両検査、点検整備の徹底

(6) 低公害車の普及促進

(7) 普及啓発活動の推進

(8) 環境調査

道路交通騒音の測定の充実
その他道路交通等に関する調査の推進

4 良好な地域環境の形成に向けて

沿道環境の改善に向け、関係施策実施主体は、本協議会等において相互に密接な連携を図り、本方針に基づく道路交通騒音対策の円滑かつ着実な推進を図っていくものとする。

また、本方針による道路交通騒音の改善に向けた取組の経験を有効に活用することにより、新たな道路整備や街づくりにおいて道路交通騒音問題の未然防止を図り、良好な地域環境の形成を関係者が一体となって推進していくものとする。